

第四次

地域福祉活動計画

Fourth Community Welfare Activity Plan

地域福祉活動は、
誰がすすめるの？

- わたし、わたしたち
- 子ども、障がい者、高齢者、全ての住民
- ボランティア、施設事業所
- 山形市社会福祉協議会
- 地区社会福祉協議会
- 行政（山形市）など



“福祉文化”とは助け合い、支えあう福祉の心が人々の生活に溶け込み、根づき、それが文化として受け継がれていくことを目指します。

計
画

社会福祉協議会が呼びかけて、住民や福祉関係機関・団体等が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

活
動

みんなが安心して暮らせるよう、地域に暮らす全ての人々が、互いに連携・協力して地域のさまざまな問題や課題解決に取り組む、福祉のまちづくり活動のことです。

計画策定のための課題の把握

- ①第三次計画（平成23年～平成27年度）の評価
- ②住民座談会
30地区、911名（20歳代から高齢者まで）
- ③アンケート調査
町内会（自治会）活動（468町内会）
民生委員児童委員・主任児童委員（458名）
福祉協力員（1,125名）
社会福祉施設・事業所（51ヶ所）
保育所（26ヶ所）
NPO・ボランティア・福祉関係団体（74団体）
- ④聞き取り調査
障がい者・障がい者家族（29名）

課
題

- 福祉情報が伝わっていない
- 地域福祉活動の担い手不足
- 住民同士の関わりの希薄化
- 近くに店がなく買い物に困っている
- 地域の活動に関心がない
- 身近に相談にのってくれる人がほしい
- 地域の中で孤立している人がいる



社会福祉
法人

山形市社会福祉協議会

基本目標 1

つたえよう (広報・啓発)

広報・啓発

① 福祉情報をつたえよう

- ① 福祉広報の充実
- ② 福祉活動の見える化の推進
 - ★しゃきょうだよりの充実
 - ★地区社協広報紙の発行支援

福祉学習・福祉教育

② 福祉の学びをつたえよう

- ① 健康・介護予防への意識啓発
- ② 認知症や障がいの理解の推進
- ③ 福祉学習の推進
 - ★協働を考えるつどいの開催

地域参加

③ 地域福祉の取り組みをつたえよう

- ① シニア世代の地域参加の拡大・充実
- ② 地域福祉リーダーの育成
 - ★福祉学校の開催



課題把握・情報共有

① 課題解決のための仕組みをつくろう

- ① 生活課題の共有・解決の推進
- ② 福祉関係者同士の情報共有の推進
 - ★三者懇談会
 - ★地域福祉推進会議

基本目標 3

つくろう (活動・拠点)

わたし・わたしたちは、生活の中で困っていることを話しあい、課題を解決するための活動やしくみをつくります。



第四次地域福祉活動計画

ふれあいやまがた 福祉文化のまちづくり

基本目標

つながろう (協働・連携)

交流・参加

① 住民同士がつながろう

- ① つながりづくりの場の促進
- ② 世代間交流の推進
- ③ 学校・子ども・地域の連携促進
- ④ 障がい児・者と地域の交流・活動の推進
 - ★ふれあいいきいきサロンの充実

地域貢献

② 福祉施設・団体・企業が地域とつながろう

- ① 福祉施設等と連携促進
- ② NPO団体・企業との連携促進
- ③ 社会福祉法人等の地域貢献活動の促進

ボランティア

③ ボランティア活動を通して地域とつながろう

- ① 地域の支えあい・助けあいのボランティア活動の推進
- ② 目的別ボランティアの人材育成
 - ★地域ボランティアセンターの検討

防災学習・災害対応支援

④ 災害に備えてつながろう

- ① 防災学習の推進
- ② 災害ボランティアセンター設置運営・研修



基本目標 4

ささえよう (相談・支援)

わたし・わたしたちがつくる
誰もが安心して暮らせる
福祉のまち・やまがた

総合相談

① 地域と相談機関が連携してささえよう

- ① 総合相談体制の構築
- ② 各種相談支援センターとの連携強化
 - ★ワンストップ相談窓口の設置
 - ★相談支援センター合同会議の開催



生活困窮・ひきこもり

② みんなで生活困窮や孤立している方をささえよう

- ① 生活困窮世帯への支援強化
- ② 失業者への生活支援の推進
- ③ ひきこもり等の防止策の検討
- ④ 早期発見、早期解決のための仕組みづくりの検討

権利擁護・虐待防止

③ 権利を護り安心した生活をささえよう

- ① 権利擁護の推進
- ② 子ども・高齢者・障がい者等への虐待防止の推進
 - ★市民後見人の養成

わたし・わたしたちは、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくために、専門機関と連携しひとりひとりの暮らしをささえます。

圏域ごとの拠点

市全域

- ・市役所・基幹型地域包括支援センター
- ・市社協・ボランティアセンター
- ・成年後見センター・生活サポート相談窓口
- ・社会福祉施設・NPO

中学校区 (ブロック)

- ・地域包括支援センター
- ・障がい者相談支援センター
- ・子育て支援センター
- ・介護保険事業所・中学校
- ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)
- ・生活支援コーディネーター

小学校区 (地区)

- ・地区社協
- ・公民館
- ・小学校

地区社協
山形市内には、30の行政地区があり、すべて地区社会福祉協議会(地区社協)が組織されている

〔地区の福祉を中心的にすすめる住民主体の組織〕

町内会 (日常生活)

- ・町内会
- ・福祉部
- ・民生委員児童委員
- ・福祉協力員

- ・隣近所
- ・隣組



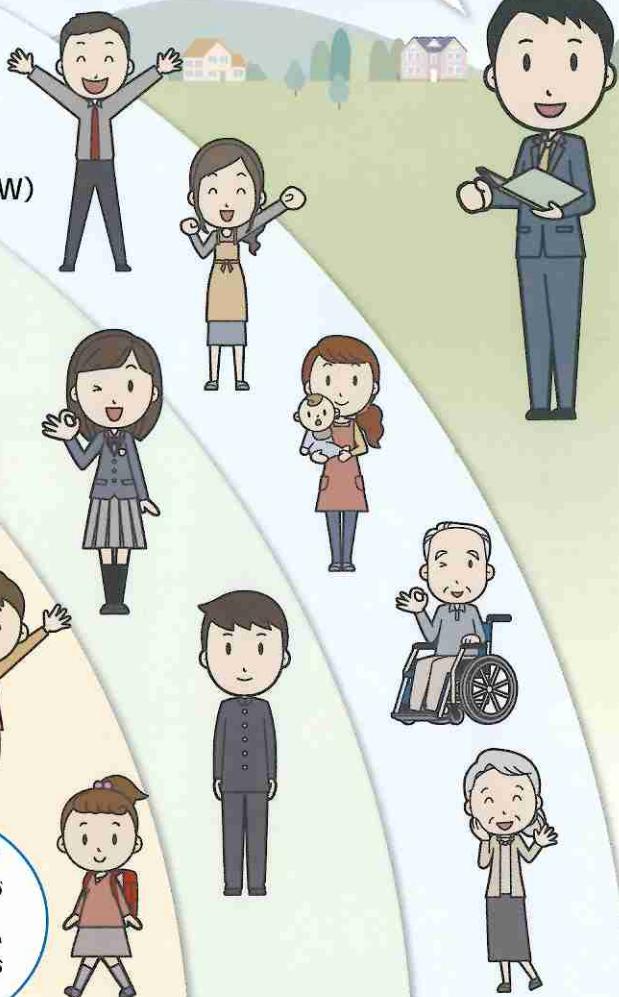
住民

福祉協力員

身近な地域の中で民生委員児童委員等と連携しながら高齢者宅などへ見守り、声かけ、訪問活動を行う

ふれあい いきいきサロン

近隣住民の関係づくり、仲間づくり、助けあいのきっかけづくり、楽しくおしゃべりできる場



地域に暮らす全ての人と
連携をとりながら
計画を推進する体制
が整っているんだね。

圏域ごとの事業

近隣

- ・隣近所の支えあい活動
- ・福祉協力員による見守り訪問活動
- ・ちょっとした支援

町内会

- ・ふれあいいきいきサロン
- ・三者懇談会
- ・民生委員児童委員による訪問活動
- ・住民支えあい隊

小学校区

- ・子育ておしゃべりサロン
- ・障がい者ふれあいサロン
- ・世代間交流事業
- ・介護予防事業
- ・地域福祉推進会議

中学校区

- ・要支援高齢者や障がい児者の相談援助

市全域

- ・ふれあい総合相談所
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・低利の貸付や一時援護事業
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・成年後見制度法人後見事業

社会福祉協議会は、
略称を「**社協**」と呼びます。
社協は、地域福祉を推進する
民間団体です。(社会福祉法109条)

この計画書に対するご意見・お問い合わせは、下記にお願いします。

ふれあいネットワーク



社会福祉
法
人

山形市社会福祉協議会

〒990-0832 山形市城西町二丁目2番22号 TEL.645-8061 FAX.645-9236
<http://www.yamagatashishakyo.or.jp>